

「半農半 X」実証拡大事業（横手市）業務委託仕様書

1 業務の目的

農山漁村に滞在し、自分の仕事等を継続しながら農林漁業を組み合わせる「半農半 X」による地域外人材活用に取り組む地域を支援し、両立が可能な働き方や、農林漁業の労働力不足解消、参加者による地域貢献活動などを通じた関係人口の創出・拡大など、「半農半 X」をテーマとした地域活性化等の可能性について調査を実施するものです。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）までとします。

3 委託業務の内容

次の（１）から（４）までに掲げる一切の業務とします。

各業務の詳細は、企画提案の内容を踏まえ、県と受託者が協議して決定するものとします。

（１）半農半 X 体験の実施

ア 体験地域の設定

平鹿管内（横手市）を含む地域を対象とした内容とします。

複数の市町村を体験地域として設定する場合は、宿泊・滞在施設と農林漁業に従事する現場間の移動に支障が生じないよう配慮するものとします。

イ 実施期間

受託者は、受入農林漁業者及び体験参加者と個別にスケジュール調整の上、実際の参加期間を確定させるものとします。

ウ 体験参加者の募集

体験の実施について、どのような効果や課題の把握を期待し、どのような参加者をターゲットとしてアプローチするのか、具体的な手法を提案してください。

なお、提案に当たっては次の項目に留意してください。

- ・体験参加者数は 5 人以上を目安としますが、提案内容による調査の効果が期待できる人数を設定してください。

- ・参加期間は連続した 7 日（1 週間）以上とし、提案内容による調査の効果が期待できる期間を設定してください。

- ・体験参加者は、受託者が募集した参加候補者の中から県と受託者が協議して決定するものとします。

- ・体験参加者への交通費（居住地と滞在先との往復交通費、現地移動に必要なレン

タカー費用等）に関する委託経費からの支援は任意とします。支援する場合は1人当たり5万円を上限（実費相当額）とし、居住地と滞在先を2往復以上する場合は、2往復目以降は支援の対象外とします。

エ 宿泊・滞在施設の確保

体験参加者が利用する宿泊・滞在施設を確保してください。参加者への宿泊・滞在費に関する委託経費からの支援は任意とします。

確保可能な施設名や期間、設備・装備、宿泊条件等について、次の項目に留意の上、提案してください。

- ・農林漁業に従事する現場への移動に支障が生じない施設としてください。
- ・宿泊・滞在費に関する支援を行う場合は素泊まりの費用を対象とします。なお、体験参加者の自己負担により当該施設に食事付きで宿泊することは可とします。
- ・施設や居室内で簡易な事務作業ができるものとし、Wi-Fi等通信環境が整備されている施設としてください。

オ 受入農林漁業者の情報収集と体験参加者とのマッチング

市町村や関係機関と連携の上、地域の受入農林漁業者の情報収集を行い、体験参加者が農林漁業に従事できるようマッチングを図ることとします。

なお、提案に当たっては、次の項目に留意してください。

- ・体験参加者は、地域で農林漁業に従事するものとし、賃金が支払われる場合は最低賃金以上となるようにしてください。
- ・従事可能な農林漁業の作業内容に配慮するとともに、体験参加者が地域に仕事を持ち込む場合等は両立できるスケジュールに調整します。

カ 体験参加者及び受入農林漁業者への適切なフォローの実施

参加申し込みから体験終了まで、体験参加者及び受入農林漁業者の満足度を高められるよう、適切なフォローを実施することとし、具体的な内容を提案してください。

キ その他

アからカまでに掲げるもののほか、半農半X体験の効果的な実施や地域の活性化、農林漁業の労働力不足解消、移住・定住、関係人口の拡大等、半農半Xの可能性の拡大に資する独自の提案を行ってください。

（２）モニター調査の実施

体験参加者及び受入農林漁業者等（農林漁業以外の地域の仕事にも従事する場合は、その受入者を含む）を対象に、体験内容に係るモニター調査を実施することとし、課題やニーズの把握に資する効果的な手法を提案してください。

なお、調査の内容や回数については、企画提案の内容を踏まえ、県と受託者が協議して決定するものとします。

(3) 情報発信の実施

半農半X体験の実施状況等を県内外に広くPRすることとし、半農半Xの特徴や魅力を伝えていくための効果的な手法について、誰をターゲットにどのような方法で行うのか、具体的に提案してください。

(4) その他

事業目的と合致した半農半X体験と併せ行うその他の企画について提案があれば盛り込んでください。

また、体験実施後も体験参加者が地域との継続した関わりを持つための手法や工夫、アイデア等について提案してください。

なお、業務実施に当たっては、基礎自治体である関係市町村との連携を図るようにしてください。

4 成果品

成果品として、次の内容に関する業務完了報告書を提出するものとします。

・業務完了報告書 1部

- (1) 半農半X体験実施報告
- (2) モニター調査実施報告
- (3) 情報発信実施報告
- (4) その他企画実施報告等

5 企画提案書への記載内容

- (1) 委託業務を実施する上での全体的なコンセプト・考え方、各業務に係る提案内容等を記載するとともに、事業目的を達成するための効率的かつ効果的な手法があれば、独自提案として評価の対象とするので、企画提案書に盛り込んでください。
- (2) 委託業務のスケジュール及び実施体制（業務全体又は各業務の責任者・担当者、事業共同体を組む場合は共同で業務を実施する体制）、関係機関との連携体制を記載してください。
- (3) 経費見積書は、提案内容を十分に踏まえて作成するほか、事業の執行に必要な金額について、できるだけ分かりやすく記載してください。
- (4) 類似業務に係る過去の実績があれば記載してください。

6 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額（委託料）には、本業務に関わる一切の経費を含みます。

（２）再委託

ア 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に県に書面で提出し、承認を得てください。

（３）権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとします。

イ 受託者は、本業務により制作された成果物を、県の承諾なしに、公表し、又は他に流用することはできません。

ウ 受託者は、成果物について著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。

（４）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良な管理者の注意義務をもってその情報を管理・保持するものとします。契約終了後も同様とします。

（５）関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権又は個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守してください。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応してください。

（６）その他

ア 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して決定するものとします。

イ 本業務の履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供します。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできません。

ウ 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議して決定するものとします。